

就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握について

平成 14 年 3 月 29 日

(社援発第 0329024 号)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局長通知)

雇用環境が厳しい中において、稼働能力がある被保護者の就労促進にあたり、公共職業安定所との連携を一層図っていくことはもとより、被保護者の就労指導を効果的に行うことが求められている。このため、保護の実施機関は、これらの者の収入及び就労状況を被保護者との信頼関係のもとにおいて的確に把握し、適切な指導援助を行う必要がある。ついでには、標記について、下記のとおりその取扱いを定め、平成 14 年 4 月 1 日から適用することとしたので、了知の上、保護の実施に遺漏のなきを期されたい。

また、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定による処理基準としたので申し添える。

記

1 趣旨

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)第 4 条において、「利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」を活用することが規定されている。したがって、就労可能な被保護者については、稼働能力の十分な活用が求められるとともに、保護の実施機関は、これらの者の就労・求職状況を把握し、その者の自立助長を図るため、適切な指導を行う必要がある。

このことから、就労可能な被保護者に対し、就労状況及び求職状況の申告を徹底させ、保護の実施機関において、これらの者の就労・求職状況を組織的に把握及び管理することにより、これらの者に対し増収指導、就労指導等適切な指導を行い、もって適正な保護の決定実施を図るものである。

2 対象者

保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者(高校在学、傷病、障害等のため、就労が困難と保護の実施機関が判断する者以外の被保護者をいう。なお、現に就労している被保護者も含む。)

3 申告の徹底

稼働能力の活用状況を確認するため、就労可能な被保護者から、以下の申告を求めると。

(1) 収入の申告

就労可能な被保護者に対しては、毎月、別紙 1 を参考にして収入申告書を提出させること。収入申告書は、勤務先、就労日数、収入額を記入させ、これらの事項を証明すべき資料がある場合には、これを添付すること。

(2) 求職活動状況の申告

就労可能な被保護者のうち就労していない者に対しては、毎月、別紙 2 を参考にして求職活動状況申告書を提出させること。求職活動状況報告書は、求職活動日数、求職活動の内容及びその結果を記入させ、これらの事項を証明すべき資料がある場合には、これを添付すること。

4 就労・求職状況管理台帳の整備

保護の実施機関は、収入申告及び稼働能力活用状況の申告又は稼働能力の活用状況を把握するため、就労可能な被保護者ごとに、別紙 3 を参考として「就労・求職状況管理台帳」を作成すること。

就労可能な被保護者が収入申告及び求職活動状況の申告を行ったときは、就労・求職状況管理台帳にその旨記載し、収入額、就労日数、求職活動日数等その概要についても記載すること。

なお、被保護者から提出された申告書等については、個別のケース台帳において保管し、また、就労・求職状況について、被保護者から聞き取った内容は、ケース記録に記載すること。

5 稼働能力の活用状況に対する対応

申告された就労・求職状況の内容が、当該地域における求人状況、賃金水準、就労日数、申告者の稼働能力等を勘案し、稼働能力が十分に活用されていないと判断される場合には、

就労している者に対しては転職を含む増収指導

就労していない者に対しては就労指導

等稼働能力の活用について指導を行うこと。

なお、これらの指導を行うに当たっては、機械的な取扱いにならないよう、当該被保護者の状況や地域の雇用情勢を考慮するとともに、公共職業安定所との連携はもちろんのこと、公共職業安定所の OB 等の雇上げによる体制強化や技能修得費の積極的な活用を図るよう留意すること。

6 就労・求職状況の調査

保護の実施機関は、必要に応じ家庭訪問、関係先調査等を実施することにより、申告された内容の確認を行うこと。特に、申告された内容について、疑義があるときは、申告者に対し説明を求めるとともに、必要に応じ勤務先等関係先に直接調査確認を行うこと。

7 申告を行わない者に対する対応

3 による申告については、対象となる被保護者に対し、事前に十分周知を図るとともに、申告を行わない者については、保護の実施機関は、申告を行うよう指導すること。

上記指導を 3 ヶ月程度継続してもなお、正当な理由もなくこれに従わない場合には、保護の実施機関は、それぞれの個別の事情に配慮しつつ、法第 27 条に基づき文書による指導・指示を行うこと。さらに、これに従わない場合には、保護の実施機関は、所定の手続きを経た上で、法第 62 条第 3 項に規定する保護の変更、停止又は廃止について検討すること。

なお、文書による指導・指示は、申告の期限(目安は 1 ヶ月程度)を付す等具体的かつ適切な内容となるよう留意すること。

(別紙 1)

(表面)
収入申告書

福祉事務所長 殿

平成 年 月 日

住所
氏名

私の収入を次のとおり申告します。

1 働いて得た収入

日	働いた日に○印	勤務先(会社名)	収入額(日当等)	日	働いた日に○印	勤務先(会社名)	収入額(日当等)
1				17			
2				18			
3				19			
4				20			
5				21			
6				22			
7				23			
8				24			
9				25			
10				26			
11				27			
12				28			
13				29			
14				30			
15				31			
16							
				合計	就労日数	日	
					収入額	円	
					必要経費額	円	

(記入に当たっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

(裏面)

2 恩給・年金等による収入(受けているものを で囲んで下さい。)

有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他()	収入額	月額	円
			年額	円

3 仕送りによる収入

		内容	仕送りした者の氏名
有・無	仕送りによる収入	円	
	現物による収入	米、野菜、魚介 (もらったものを○で囲んで下さい。)	

4 その他の収入

		内容	収入
有・無	生命保険等の給付金		円
	財産収入 (土地、家屋の賃貸料等)		円
	その他		円

(記入上の注意)

1 「1 働いて得た収入」のうち、

(1) 働いた日に 印を付け、その右欄に勤務先及びその日の収入を記載して下さい。また、1箇月の合計を合計欄に記入して下さい。(ただし、給料が月給の場合、収入額は合計欄のみ記入して下さい。)

(2) 合計欄の必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料費、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入して下さい。

2 2~4の収入は、その有無について で囲んで下さい。有を で囲んだ収入については、その右欄にも記入して下さい。

3 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。

4 収入のうち証明書等の取れるもの(例えば勤務先の給与証明書等、各種保険支払通知書等)は、この申告書に必ず添付して下さい。

5 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第 85 条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(別紙 2)

求職活動状況申告書

福祉事務所長 殿

平成 年 月 日

住所

氏名

私の求職活動状況を次のとおり申告します。

(月分)

日	仕事を探したところ・方法	紹介又は連絡をした会社名	仕事の内容	会社との接触方法	結果	日	仕事を探したところ・方法	紹介又は連絡をした会社名	仕事の内容	会社との接触方法	結果
記入例	職安	警備会社	ガードマン	面接	断られた	14					
記入例	知人	清掃	清掃	面接	返事待ち	15					
記入例	シルバー人材センター				該当なし	16					
記入例	求職情報誌	××建設	土木	電話で問い合わせ	断られた	17					
記入例		商店	営業	面接	返事待ち	18					
1						19					
2						20					
3						21					
4						22					

5						23					
6						24					
7						25					
8						26					
9						27					
10						28					
11						29					
12						30					
13						31					
						仕事を探した日数			日		

(別紙3)

就労・求職状況管理台帳

ケース番号	氏名	稼働能力活用に係る 処遇方針	月別稼働能力活用状況												停廃止年月日
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
			収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	月 日 1・2 3・4
			収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	月 日 1・2 3・4
			収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	月 日 1・2 3・4
			収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	月 日 1・2 3・4
			収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	収・求	月 日 1・2 3・4

「月別稼働能力活用状況」欄には、収入申告書又は求職活動申告書の提出があれば、それぞれ「収」又は「求」を で囲み、申告により把握した就労日数及び収入額並びに求職日数を記載すること。

保護を停廃止した場合には、「停廃止年月日」欄に停廃止年月日を記入し、停廃止理由について下記のうちから該当する番号を で囲むこと。(局第1の2の(1)により世帯分離した場合も含む。)

(廃止理由)

- ・ 働きによる収入の増加・取得 1

- ・ 稼働能力の活用にかかる指導・指示違反 2
- ・ 届出の履行にかかる指導・指示違反 3
- ・ その他 4